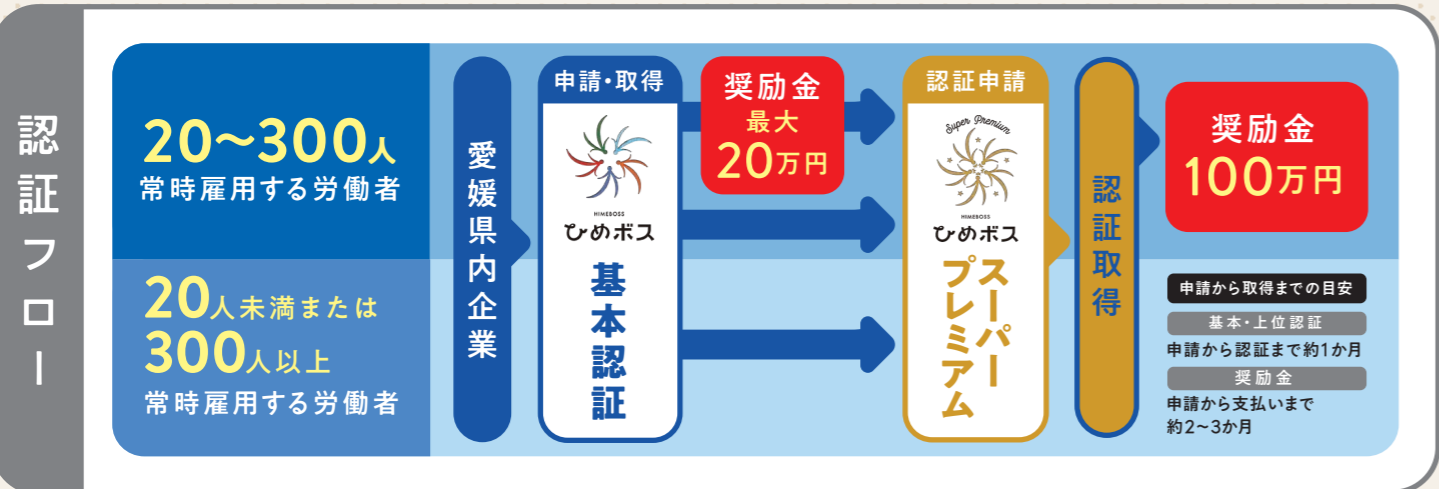


申請はこちら
 ひめボスポータルサイトより
 申請を受け付けています
 (メールや書面での申請も可)

| 認証奨励金種類 | 2024年度締切 |
|----------------|------------|
| 奨励金スーパープレミアム認証 | 2025年1月31日 |
| 基本認証 | 2025年3月14日 |

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。



認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、無料で受けることができます

| 基本認証取得支援 (一般事業主行動計画策定) | 支援回数 4回まで | 訪問支援 2回まで (オンライン可) | 電話支援 2回まで (メール含む) |
|---------------------------|-----------|-----------------------|----------------------|
| スーパープレミアム認証取得支援 | 支援回数 5回まで | 訪問支援 2回まで (オンライン可) | 電話支援 3回まで (メール含む) |



お問い合わせ先

平日9:00~17:00
 (年末年始12/29~1/3休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
 メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
 (一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
 メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など積極的に取り組む企業を認証し、すべての人がいきいきと働ける環境づくりと企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
 現在
203社
 (※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS
ひめボス
 2024年度
 (令和6年度)

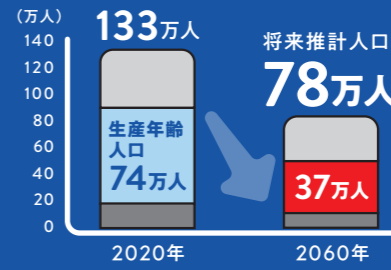
働かなく人に笑顔をも。
 企業に成長をも。



ひめボス宣言事業所認証制度の目的

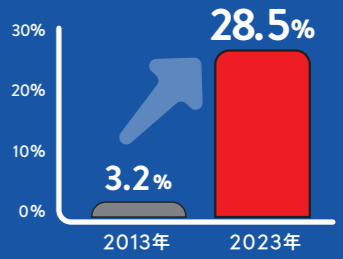
人口減少は、企業経営や事業継続に大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくためには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージの希望を叶えることが重要であると考えます。



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
 ※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

このままだと...
 ひめボス促進の効果もあり
 県内企業の
 男性の育児休業
 取得率は
28.5%にUP!



出典: R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、
女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

| | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 直近の事業年度 女性正社員の割合 | 国の平均値以上 または 4割以上 ※1 |
| 2 いずれか | 直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数 | 国の平均値以上※1 |
| | 直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと) | 男性の 7割以上 |
| 3 | 直近の事業年度 女性管理職の割合 | 国の平均値以上※1 |
| 4 いずれか | 直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換 | 転換後 6箇月以上 |
| | 直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用 | 再雇用後 6箇月以上 |
| 5 | 直近の事業年度 出産した女性の就業継続率 | 80%以上 |
| 6 | 直近の事業年度 男性の育児休業取得率 | 100% |

スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する 奨励金
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証に必要な要件

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | ひめボス事業所宣言書の提出 |
| 2 | 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 |
| 3 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 |
| 4 | 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備 |

基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと



最大 **20万円** ※3

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー A~Eのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー F~Jのいずれか1つ **10万円**

パターン2

女性活躍推進メニュー A~Eのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー F~Jのいずれか1つ **10万円**

働き方改革メニュー K・Lのいずれか1つ **10万円** ※4

※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A 出産・育児・介護で離職した女性の再雇用

B 更衣室等女性専用の施設整備及び女性採用増加

C 女性採用説明会の開催及び女性採用増加

D リカレント教育制度の創設及び取得実績

E 女性管理職(係長相当職以上)の割合が20%以上

A~Eのいずれか1つ
奨励金10万円

仕事と家庭の両立支援メニュー

F 男性の育児休業等の通算28日以上

G 男性の育児休業取得率100%(取得者2人以上)

H 法定を上回る両立支援の勤務・休暇制度整備及び取得実績

I 保育環境の整備

J 育児休業中の応援手当または代替人員の確保

F~Jのいずれか1つ
奨励金10万円

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K 所定外労働の削減

L 柔軟な働き方の実現(フレックスタイム、テレワーク、副業、兼業など)

K・Lのいずれか1つ
+A~Jのいずれか1つとセット
奨励金20万円